



日本弁理士会 副会長
小宮 良雄

弁理士試験と研修制度

今月のことば

monthly word

まえがき

弁理士試験の合格者は、日本弁理士会研修所の実務修習を終了することによって弁理士になることができる。しかし、この必要条件を満たせば弁理士としての実務がこなせるというものではない。

試験と研修の実施機関

弁理士試験は国家試験として工業所有権審議会が行い、実務修習は経済産業大臣が行うという構造になっている（弁理士法第12条、同第16条の2）。したがって、試験の方針、運営について弁理士会が直接的には関与することはできない。

しかし実務修習については、経済産業大臣が日本弁理士会を指定修習機関とし、その委嘱を受けて研修所が実施し、修習方針や内容について特許庁の監督下にはあるが、かなりの範囲で自主的な運営がなされている。実務修習に限らず弁理士に対する研修の多くは、研修所のみならず、会長が認定した外部機関、日本弁理士会の各支部が実施している。

研修の実状

実務修習を終了し弁理士登録した者には、さらなる実務能力習得のため新人研修、新人養成研修を研修所が行っている。この新人研修、新人養成研修の終了した辺りが実務修習制度導入（平成20年度導入）以前に行われていた新人研修に対応するものといえる。

弁理士が公的資格として独占業務が認められるからには、法令の順守と制度の熟知が要求される。業務を行うすべての弁理士に対して、平成12年から倫理研修の受講が義務化された。さらに平成20年度からは倫理研修も含む継続研修が義務付けられている。この継続研修は、弁理士の独占業務になっている伝統的なコア業務だけでなく、訴訟関連業務、海外業務、あるいは近年弁理士法に導入されている業務等、総合アドバイザー型弁理士としての広範囲な業務について行っている。

この他、特定侵害訴訟代理業務試験のための研修、およびその予備的研修である民法・民訴の基礎研修が行われている。特定侵害訴訟代理業務試験は、弁理士試験と同様、国家試験として工業所有権審議会が行う。

弁理士となるためには、あるいは弁理士となった後に、これらの試験、研修、さらには実務を通じた教育研修、いわゆる OJT によってブラシアップされた弁理士となってゆく。全ての業務に精通している必要はかならずしもないであろう。各弁理士の得意・不得意、業務環境、業務方針、教育経歴等々により、取捨選択できる分野があつて然るべきである。しかし、最低限知らなければならぬことは、弁理士試験、研修で補完し合つておく必要がある。

試験の現状

弁理士試験は、国家試験として法定、管理されており、従前に比べ情報公開されるようになってきたが、公開されている情報だけでは十分理解できない点も多い。特に平成 17 年以降漸減してきたかに見えた合格者が、一転平成 21 年度に急増したことについて、期限的な減免の拡張など制度

改正が反映したというだけでは説明がつきにくい。減免の拡張は受験生の負担軽減を目的とするものであるにも関わらず、平成 21 年度、平成 22 年度の志願者は連続して減少している。合格者の急増と志願者の減少という両面から挟撃され、弁理士試験の簡易化、延いては一部の試験合格者の実力不足など、研修受講者の急増対策や研修の充実だけでは対応しきれないところまできている。

これからの対応

弁理士試験には多くの弁理士が試験委員としてかかわっているが、制度運営の面で決定権をもつものではない。また、委員として知った情報を公表することもできない。特許出願の減少という環境変化のなかで、弁理士のユーザーである産業界の要求を知り得る立場にある我々が、弁理士試験についてあるべき姿、社会的要求を把握し発信してゆくことに、何ら臆することはない。